



広報

12月の
主な内容

町政情報	2-7
くらしの情報	8-9
情報ひろば	10
カメラレポート	11
地域活動情報ひろば	12-13
教育委員会だより	14-15
子育て情報	16
健康情報	17-19



町民体育祭 (詳細は11ページ)

2016
12
December
VOL.472



平成29年度 保育所(園)入所のご案内

平成29年4月からの保育所(園)入所申込の受付を行います。

出産予定や育児休業終了等で5月以降の年度途中に入所を希望する場合も同時に受け付けます。

■申込書類配布場所

入所希望の保育所(園)及び福祉課窓口

■申込書受付場所

入所希望の保育所(園)

■申込書受付期間

12月1日(木)～15日(木) (土・日を除く)

■入所要件

- 町内に住所を有する者で、児童の保護者(父母等)のいずれもが次のいずれかに該当し、日中家庭で保育ができない等保育の必要性があると認められる場合です。【保育認定2号または3号に該当(下表参照)】
- ① 家庭外で月48時間以上就労していること
 - ② 家庭内(自営等)で月48時間以上就労していること
 - ③ 出産前後の場合
 - ④ 病気または心身に障がいを有する場合
 - ⑤ 同居又は長期入院等している親族を常時介護看護していること
 - ⑥ 家庭の災害のため復旧活動をしている場合
 - ⑦ 月48時間以上就労していること(職業訓練校等での職業訓練を含む)
 - ⑧ 求職活動(起業準備を含む)を行っていること
 - ⑨ その他
 - ・虐待やDVのおそれがあること
 - ・育児休業中の継続利用であること 等
- *添付書類として、就労証明書等の児童の保育を必要とする状況を確認する証明書の提出が必要となります。

幼稚園・保育所(園)利用における支給認定

認定区分	内容	利用時間区分	利用できる施設(琴平町内)
1号認定 (教育標準時間認定)	お子さんが満3歳以上で、保育を必要とせず、幼稚園で教育を希望する場合	教育標準時間	南幼稚園 北幼稚園
2号認定 (満3歳以上・保育認定)	お子さんが満3歳以上で、保護者の就労や疾病等の事由により、保育を必要とする場合	保育標準時間 保育短時間	南保育所 北保育所 あかね保育園
3号認定 (満3歳未満・保育認定)	お子さんが満3歳未満で、保護者の就労や疾病等の事由により、保育を必要とする場合	保育標準時間 保育短時間	南保育所 北保育所 あかね保育園

★「保育標準時間」…主に保護者のいずれもが、フルタイム勤務(月120時間以上)を想定した利用。利用可能時間は最長11時間(ただし、各施設の開所時間内に限る。個々の保育時間は各保育所において決定)。

「保育短時間」…主に保護者のいずれも、または、いずれかが、パートタイム勤務(月48時間以上)を想定した利用。利用可能時間は最長8時間。

- **町立南保育所**
定員90名 対象児0～5歳児
☎75・1022
 - **町立北保育所**
定員60名 対象児0～5歳児
☎73・3440
 - **社会福祉法人あかね保育園**
定員120名 対象児0～5歳児
☎75・3060
- 問 福祉課 ☎75・6706



平成29年度 幼稚園入園のご案内

平成29年4月からの幼稚園入園申込の受付を行います。



■申込書類配布場所

各幼稚園及び教育委員会

■申込書受付場所

各幼稚園

※不明な点は各幼稚園にお尋ねください。

■南幼稚園

☎73・2521

■北幼稚園

☎73・2523

■申込期間

12月1日(木)～15日(木) (土日を除く)

■期間厳守

※郵送での受付は致しません。

※入園決定は、願書の受付順ではありません。

■入園要件

町内に住所を有し、満3歳から小学校就学始期に達するまでの幼児で、幼稚園にて教育を希望する方。

【教育標準時間認定1号に該当(右ページ参照)】

■入園資格

●**3歳児** 本町に住所を有し、平成25年4月2日～平成26年4月1日に生まれた幼児

●**4歳児** 本町に住所を有し、平成24年4月2日～平成25年4月1日に生まれた幼児

●**5歳児** 本町に住所を有し、平成23年4月2日～平成24年4月1日に生まれた幼児

●**始業～終業時間**

月～金 午前8時20分～午後2時30分

■定員

■南幼稚園

3歳児35名 4歳児35名 5歳児35名

■北幼稚園

3歳児35名 4歳児35名 5歳児35名

■通園区域

3歳児35名 4歳児35名 5歳児35名

■南幼稚園

川西・川東・榎井・五條の全域、苗田のうち

JR線路より以西にお住まいの方で希望者

●北幼稚園 苗田上・下・榎梨の全域

■保育料について

1ヶ月5千円(別途、給食費・用品購入費・PTA会費等が必要)

■相談

発達等に関して気になるお子さんの就園相談は、教育委員会事務局(75・6715)で行っています。(給食は、アレルギーに関しては飲用牛乳除去のみ対応しています。アレルギーのあるお子さんについては、各幼稚園に申し出ください。)

幼稚園入園児の預かり保育のご案内

■預かり保育対象

町立幼稚園在園児(就労証明書等必要)

■預かり保育時間

月～金 午後2時30分～午後6時まで

(土、日、祝日、盆休み、年末年始、年度始めを除く)

春夏冬休みの長期休業も預かりを実施します。

(午前8時20分～午後6時まで)

※長期休業中の昼食については、弁当持参でお願いします。

■定員

●**南幼稚園** 満3歳児から満5歳児 50名

●**北幼稚園** 満3歳児から満5歳児 50名

■申込期間

年度途中の申し込みは、預かり保育実施月の前月20日までに行ってください。新年度より希望される方の申し込みは、各幼稚園にお尋ねください。

■預かり保育料について

保育料は、1ヶ月6千円です。

但し、月極め以外の一時預かりの保育料は1日500円です。

問 教育委員会 ☎75・6715

ふるさと納税で、 琴平町を応援しませんか？

～ 琴平町ふるさと寄附金 ～



どんな制度？

「ふるさと納税」が、お得な制度ということは聞いたことがあるけれど、実際にどんな制度なの？ 詳しく知らないという方のために簡単にご説明します。

「ふるさと納税とは、生まれ育ったふるさとやお気に入りの地域、応援したい地域などの自治体に寄附する制度です。寄附した金額により**所得税・個人住民税が軽減**されるほか、琴平町では寄附をしていただいた皆さんに感謝の気持ちを込めて、**地元の魅力あふれる返礼品**をご用意しています。



特徴

①実質的に納税したのと同じ効果がある

寄付をすると、**所得税や個人住民税に対する寄附金控除**が受けられます。

②税金を自分が応援したい活動に使ってもらうことができる

用途を指定して寄付ができるので、自分が応援したい活動に寄附金を使ってもらうことができます。

③特産品を受け取ることができる

寄附することにより、**特産品**を受け取ることができます。

特産品の種類はお米、うどん、お肉、お酒、宿泊券、お菓子等、様々なものをご用意しております。

④自己負担は 2,000円

寄附金のうち2,000円を超える部分が、所得税や個人住民税から差し引かれます。

例えば、30,000円の寄付をすれば28,000円が寄附金控除(税額控除)の対象となります。

と、言うことは…実質2,000円であれこれ特産品が手に入るということです！

(注：収入や家族構成等に応じた一定の上限があり、全ての方が全額控除されるとは限りません)

⑤確定申告が必要

税金の控除を受けるためには、原則として確定申告をする必要があります。ただし、もともと確定申告が不要な方においては、寄附した自治体数が**5つ以内**の場合に限り確定申告が不要となる「ふるさと納税ワンストップ特例制度」を利用する事ができます。



申込方法

ふるさと納税サイト「ふるさとチョイス」・「楽天市場」に琴平町専用のホームページを開設しています。ネットショッピング(買物)感覚で、簡単にふるさと納税を楽しんでみてください。

ふるさと納税 琴平町

検索

お申し込みをお待ちしております。

(※クレジットカード決済にも対応しています。)

問 総務課 ☎75-6701(ふるさと納税について)※総務課窓口でも受付可能
税務課 ☎75-6702(税額控除について)

おめでとうございます



瑞宝単光章海上保安功労

元 海上保安官

田中 順一 氏



瑞宝単光章矯正業務功労

元 法務教官

堀家 昌子 氏



瑞宝双光章行政相談功労

現 行政相談委員

大西 守 氏

「こんぴら夜市」開催

町と商店街が一体となって、琴平町を元気に盛り上げるイベントを開催します。

日 時 12月23日(金・祝) **場 所** 新町商店街周辺
17時～21時

内 容 百円商店街・輪投げ・ボーリング・G級グルメイベント

ご家族で楽しんでいただけるイベントとなっています。ぜひお越しください! **問** 観光商工課 **☎**75-6710



年末年始の業務案内

琴平町役場の年末の業務は、12月28日(水)まで、年始の業務は、1月4日(水)から行っています。

問 総務課 **☎**75-6700

【し尿収集】

施設・業務名	年 末	年 始
し尿収集	22日(木) 受付分まで	1月4日(水)～ 締切後の受付分については、 1月4日より受付順に随時収集します。

- 1月4日(月)より通常通り受付・収集業務を行います。
- 決められた収集日以外は、ごみを収集場所へ出さないようにしてください。
- 粗大ごみ(有料収集)のご相談は、12月15日(木)までをお願いします。

問 住民サービス課 **☎**75-6707

【ごみ収集】

月 日	種 類	収 集 該 当 地 区
12月23日(金・祝)	—	ごみ収集はありません
12月29日(木)	可燃のみ	月・木曜日の可燃ごみ 収集該当地区のみ
12月30日(金)	可燃のみ	火・金曜日の可燃ごみ 収集該当地区のみ
12月31日(土)～ 1月3日(火)	—	ごみ収集はありません
1月9日(月・祝)	可燃のみ	月・木曜日の可燃ごみ 収集該当地区のみ

蛍光灯・乾電池の収集について

蛍光灯、乾電池は12月の各地区毎月1回の**資源ごみ収集日**に収集します。
(可燃・不燃ごみの日には収集できません。)※家庭から出たものに限ります。

問 住民サービス課 **☎**75-6707



空き家等実態調査にご協力を

町では、空き家等の現状を把握し、活用や改善指導などの空き家対策の基礎資料とするため実態調査を実施します。ご理解、ご協力をお願いします。

- 調査員は、町が発行した身分証明書を携帯しています。
- 調査員は、みだりに敷地内に立ち入ることはありませんが、玄関先や呼び鈴がある位置まで立ち入ることがあります。



- 対象** 町内全域の空き家等
- 調査時期** 12月1日～29年3月下旬
- 調査方法** 町が委託した事業者の調査員が空き家等の外観調査・写真撮影などを実施
- 調査委託事業者** 株式会社 ゼンリン 高松営業所

問 農政土木課 ☎75-6708

野良犬・野良猫に餌を与えないで下さい



最近、野良犬・野良猫への餌やりの件で苦情の連絡が多発しております。次のことを住民の方は必ず守ってください。
野良犬・野良猫に餌を与えることは無責任な行為です。(動物の愛護及び管理に関する法律)餌を与えることにより、近隣住民の生活環境に迷惑をかけ、野良犬・野良猫をむやみに増やす結果になりますので、ご注意・ご協力をお願いいたします。

問 住民サービス課 ☎75-6707

知って得する国民年金

～後納制度～

国民年金保険料の納め忘れがある方へ
平成27年10月から3年間に限り、国民年金保険料を納めることができる期間が、申込みにより過去2年から過去5年に延長されます。

本来、国民年金保険料は過去2年までしか遡って納付する事ができませんので、2年を経過すると時効により納付する事ができなくなります。

後納制度は、過去の保険料を納め忘れた被保険者を対象としたもので、昨年の10月から平成30年9月までの3年間に限り、申込みにより過去5年分まで遡って保険料を納めることができます。

後納のメリット

- ① 年金の受給資格が得られる可能性が高まります。
年金の受給資格を得る為の期間が足りていない方は、後納により受給資格を得られる可能性があります。
- ② 将来受け取る年金額が増額します。
目安として、1ヶ月分を納めることにより老齢基礎年金額が年額で約1,625円増額します。(平成28年度参考)

対象者

- ① 20歳以上60歳未満の方で、5年以内に納め忘れの期間(免除期間を除く)や未加入期間がある方。
- ② 60歳以上65歳未満の方で、①の期間のほかに任意加入中の納め忘れの期間がある方。
- ③ 65歳以上の方で、老齢年金受給資格がなく任意加入中の方。

※60歳以上の方で、老齢基礎年金受給中の方は申込み出来ません。

申込み先

〒765-8601 普通寺市文京町2-9-1 普通寺年金事務所 国民年金課
※役場での受付は出来ませんのでご注意ください。

申込みの際の注意点

- ① 納付の際に加算額がつきます。
過去3年度以前の後納保険料には、当時の保険料額に加算額がつきます。
- ② 納める順番があります。
後納をご利用の際は、後納が可能な期間のうち最も古い分から納めて頂きます。
- ③ 過去2年に未納期間がある場合は、その保険料の納付が優先です。
通常の納付可能期間中に保険料未納がある方は、そちらの納付又は免除申請をお願いしています。
- ④ 一部免除の未納期間も納付出来ます。
免除申請の結果、保険料の一部免除が承認された方は、承認後の保険料を納付しないと未納となりますので必ずお納めください。
- ⑤ 全額免除や納付猶予等の承認期間は後納制度をご利用いただけません。
免除申請の結果、全額免除や納付猶予の承認期間がある方は、後納制度を利用しなくても過去10年までの追納が可能です。

この機会に過去の未納をなくし、将来受けとれる年金をきちんと確保しましょう！

問 住民サービス課 ☎75-6704 普通寺年金事務所 ☎92-10992



外国人の人権

外国人も安心できる観光の町づくり

2千万人突破へ 急増する外国人観光客

日本に暮らす登録外国人は2015年末現在、223万人です。1991年には122万人でしたから24年間に100万人以上増えています。とくに中国出身の人は71万人で最も多く3分の1を占め、四半世紀の間に5倍以上に増えています。多くは技能実習生です。一方、韓国・朝鮮人のうち、特別永住者は長く60万人をキープしていましたが34万人に減少しました。主な理由は帰化人が増えたことです。また最近、自動車産業など製造業などで働くブラジルやペルーなどからの日系人、あるいはフィリピンやベトナムなどから働きに来る人など、いわゆる「ニューカマー」と呼ばれる人たちも増加しています(法務省による)。

さらに観光目的で来日する人が急増し、街で外国人観光客を見かける機会が増えています。訪日外国人観光客は東京オリンピックが開催された1964年は35万人でしたが、半世紀後の2015年には1973万人を超え56倍に増えています。今年9月現在すでに1798万人を超え、2000万人を上回る見込みです(観光局による)。

外国人への入浴拒否、宿泊拒否は不当

「外国人差別だ」と抗議を受ける出来事も起きています。例えば、先般大阪で起きた外国人観光客への差別事件(大量のワサビ寿司を出して店が謝罪した、バス会社が外国人の切符に蔑称を印字した、電車の車掌が「外国人が多くて不便をかけます」とアナウンスした)が新聞で報じられました。

他にも、外国人という理由だけで①入浴拒否された事件②マンションの入居を拒否された事件③旅館に宿泊を断られた事件なども起きています。入浴拒否事件の裁判で銭湯は「外国人はマナーを守らない」と述べましたが、裁判所は「公衆浴場は公共施設。国籍、人種を問わず利用が認められる。外国人全てがマナーを守らないと決めつけるのは合理性がない」として人種差別であり、違法・不当だと断定しました(2002年11月11日、札幌地裁)。入居拒否事件では人種差別撤廃条約違反とされ、法務局は不動産業者に改善を求めました。宿泊拒否した経営者は「外国人に部屋の備品を持ち去られた経験がある」ようですが、法務局は憲法14条「人種によって差別されない」や旅館業法5条(伝染病など以外は断ってはいけない)に違反するとして経営者に改善を求めました。

ヘイトスピーチをゆるさない

今年4月、いわゆる「ヘイトスピーチ対策法」(本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律)が成立し、6月から施行されています。

法律が制定された背景を政府はこう説明しています。「特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動、いわゆるヘイトスピーチと呼ばれる言動は、人々に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷つけたり、差別意識を生じさせることになりかねません。このヘイトスピーチがマスメディアやインターネット等で大きく報道されるなど、社会的な関心が高まっている上、国連自由権規約委員会や国連人種差別撤廃委員会から日本政府に対してヘイトスピーチへの対処が勧告されました」

同法では、国及び地方公共団体がヘイトスピーチを解消するために有効な取り組みを進めることを義務付けています。外国人も安心してきてもらえる人権尊重の町づくりをさらに推進しましょう。



問 人権同和課 ☎75-6719 (香川人権研究所)

10月分資源収集状況

品名	収集量(単位:kg)	売却費(円)
アルミ缶	750	37,500
スチール缶	560	1,120
新聞	10,260	113,886
雑誌	4,930	44,370
段ボール	4,680	41,184
ペットボトル	1,140	22,800
無色ビン	1,587	0
茶色ビン	1,410	0
その他	530	0
プラスチック	3,160	0
合計	29,007	260,860

10月分資源ごみ処理に要した費用 356,940円
 ※缶・ビン・ペットボトル等は、中身を処分し、水洗い後、資源収集日に出してください。



琴平町商工会からのお知らせ

7月に販売したプレミアム付琴平町共通商品券は、たくさんの方にご購入いただきありがとうございました。

有効期限は平成29年1月2日(月)までになっていますので、お早目のご使用をお願いいたします。

有効期限を過ぎた商品券は使用できなくなりますのでご注意ください。

なお、8月以降に販売した商品券は有効期限が違いますのでお間違えのないようにご使用ください。



必ず記載の有効期限内にご使用ください!!

※琴平町商工会では、「琴平町共通商品券」を発売しています

贈答用・お祝い・記念品・イベントの賞品・お中元・お歳暮などに「琴平町共通商品券」を贈りませんか。琴平町共通商品券は商品券取扱店でお買い物ができます。

1. 琴平町共通商品券とは

- (1) 発行額面は、500円券と1,000円券の2種類があります。
- (2) 有効期限は、発行日から6ヶ月です。
- (3) どなたでも購入できます。

2. 購入方法

商工会へ電話でのお申込み又は、琴平町共通商品券購入申込書に記入していただき商工会へ直接またはFAXでお申込ください。出来上がり次第ご連絡しますので商工会にてお受け取りください。琴平町共通商品券購入申込書は、商工会のホームページからダウンロードできます。

**琴平町共通商品券取扱店を
随時募集中!**



琴平町共通商品券の取扱店になりませんか?のぼりと取扱店ステッカー無料配布中!

※29年度以降も毎年プレミアム付商品券は発売予定!

問 琴平町商工会 73-5525 観光商工課75-6710



高齢者運転免許自主返納者 優遇店ガイドブック改訂版発行!

高齢ドライバーの方で、運転操作が遅れてヒヤリとしたなどの経験はありませんか?運転に不安を感じている人は、運転免許の自主返納を考えてみましょう。

県内在住の65歳以上の方が、運転免許を有効期間内に返納し、申請すると受け取る運転経歴証明書(交付手数料1,000円)を優遇店で提示すると割引などのお得なサービスが受けられます。バス、タクシー、スーパー、コンビニ、飲食店、温泉施設など優遇店は、約1,100店!優遇店を紹介したガイドブックの改訂版を11月から配布しています。

家族などの身近な人の運転に不安を感じている場合も優遇制度を紹介して勧めてみましょう。

「香川県 交通安全のページ」

免許返納・運転経歴証明書:運転免許センター ☎087-881-0645
ガイドブックの配布:県くらし安全安心課 ☎087-832-3230

問 総務課 ☎75-6701

自治会連合会だより

視察研修実施

11月3日（木・祝）、山下自治会連合会会長他41名が参加して、岡山県倉敷市で視察研修を実施しました。

旧野崎家住宅及び倉敷美観地区では、倉敷市の美観地区景観条例に基づき整備された町並みを視察し、今後の琴平町のまちづくりの参考にするこや、観光地の活性化という観点からも、自治会としてできることを模索するための一助となりました。また由加神社では、毎年11月3日に開催されている、由加神社本宮・金刀比羅宮の両御神火による「火渡り大祭」に参加し、文化的な交流を深めることができました。



行き帰りのバスの中では、それぞれの自治会活動について活発な意見交換が行われるなど、単位自治会同士のつながりも深まりました。

自治会は地域みんなを支えています。

自治会に加入しましょう！

自治会に関するお問い合わせは… 総務課 ☎75・6701



PCB廃棄物が残っていませんか!?

～高濃度PCB廃棄物の処理期限が迫っています!!～

PCB(ポリ塩化ビフェニル)とは、電気機器用の絶縁油などに使用されていましたが、カネミ油症事件が発生するなど、人体や環境に悪影響を及ぼすことが判明し、昭和47年に製造禁止となった物質です。

PCBを含む機器については、PCB特別措置法に基づき、届出や期限内の処理が義務付けられており、県内のPCB廃棄物の処分が進められています。

本年8月から高濃度PCB廃棄物については、PCB特別措置法が一部改正され、処分期限が1年間前倒しとなり、次の期限までに処分委託しなければならないこととなりました。(使用中の機器についても、この期限までに使用を廃止して処分する必要があります。)

高濃度PCB廃棄物の種類	処分期限
高圧トランス・コンデンサ等	平成30年3月31日まで
安定器等・汚染物	平成33年3月31日まで

これらの機器を期限内に処理しない場合は、行政からの命令や重い罰則が科せられることがあります。また、PCB廃棄物の処理は、許可を有する事業者へ委託しなければなりません。
※高濃度PCB廃棄物は、JESCO(中間貯蔵・環境安全事業株式会社)で処理することとなります。

今一度、電気室や倉庫内等を確認し、このような機器が残っていないか調べてください。心当たりがある場合や詳細は、次までご連絡ください。

問 香川県廃棄物対策課 ☎087-832-3229



情報ひろば

お知らせ

11月1日～30日は、
労働保険適用促進強化期間です。
「一人でも雇ったら、労働保険の
加入手続きが必要です。」

労働者(パート・アルバイトを含む)を一人でも雇えば、原則として業種・規模の如何を問わず、事業主は労働保険(労災保険・雇用保険)の加入手続きを行い、労働保険料を納付しなければなりません。詳しくは、香川労働局労働保険徴収室又は、最寄りの労働基準監督署・公共職業安定所までお問い合わせください。

問 香川労働局労働保険徴収室
087・811・8917

ご存じですか? 検察審査会

交通事故・詐欺などの犯罪の被害にあったが、検察官がその被疑者を起訴(裁判にかけること)してくれない。どうも納得できない。そのような不満をお持ちの方は、お気軽にご相談ください。

問 丸亀検察審査会事務局
23・5281

石綿による健康被害を受けた方のご遺族の皆様へ

労災保険法では、業務上で死亡した労働者の遺族補償給付金等の請求権は5年で時効となります。しかし、石綿による健康被害が原因で業務上死亡したときは、5年以上経過していても石綿救済法の特例により平成34年3月27日まで特別遺族給付金の請求ができます。

問 香川労働局労災補償課
087・811・8921

催し

全国一斉生活保護ホットライン

時 12月9日(金)午前10時～午後1時

時日時 所 場所 料 料金 内 内容 対 対象 申 申込み 問 お問い合わせ
資 資格 定 定員 他 その他

内 電話による相談
問 フリーダイヤル(相談日のみ)
0120・158・794
香川県弁護士会
087・822・3693

満濃池森林公園
①寺子屋教室
クリスマスリース作りと古楽器生演奏会
②剪定(常緑・落葉樹)と
剪定道具手入れ教室

時 ①12月11日(日)
午前9時～正午
②12月18日(日)
午前9時～正午
所 満濃池森林公園
森林学習展示館集合
料 ①800円
②無料
定 ①②25名ずつ
申 12月1日(木)～8日(木)
(午前8時～午後5時)
問 公園管理事務所
57・6520

ガーデンセミナー 「正月の寄植え(実習)」

時 12月18日(日)
午後1時30分～午後3時45分
所 坂出市番の州公園管理事務所
(旧番の州プール西隣)
内 正月用の材料を用いて、青竹の器で寄植えを作る。
講師…園芸家(鉢花生産者)
小田健一氏
料 3,000円 定 15名
申 12月1日(木)～受付
郵便又はFAX(43・5213)、
Eメールで。(電話申込み不可)
問 坂出緩衝緑地管理事務所
45・6820

四国職業能力開発大学校 授業見学会

時 1月5日(木)～6日(金)
受付①午前9時30分
②午前11時
③午後1時30分
④午後3時
所 四国職業能力開発大学校
対 一般入試・自己推薦入試受験希望者・保護者
問 四国職業能力開発大学校学務課
24・6255

募 集



放送大学 4月生募集のお知らせ

放送大学では平成29年度第1学期(4月入学)の学生を募集中です。

放送大学はテレビ等、ラジオ、インターネットを通して学ぶ通信制の大学です。

心理・教育・福祉・経済・歴史・文学・情報・自然科学など、幅広い分野を学べます。

申 第1回2月28日(火)まで
第2回3月20日(月)まで
(インターネット出願も可)

他 資料請求は無料。
問 放送大学香川学習センター
087・837・9877

(一財)砂原児童基金平成29年度 校外教育スポーツ奨学金事業 奨学生募集

内 経済的な理由等で学校外教育(塾やスポーツ教室等)を十分に受けることができない小学生から高校生までの子ども達に対する助成事業として、学校外教育に掛かる経費(月謝等)を支払う給付型奨学金事業。詳しくは財団HPへ。

対 県内の小・中・高校生
申 1月20日(金)まで(当日消印有効)
問 (一財)砂原児童基金
087・837・2230

シルバー会員の入会説明会

働く意欲があり、『生涯現役』を目指して、健康のために身体を動かし、仲間づくりのための同好会や各種講習会があります。

時 12月15日(木)午後1時30分～
所 仲善広域シルバー人材センター
(善通寺市ワークプラザ2階)
対 昭和32年3月31日以前に生まれた方
他 持参物あり。事前にご連絡下さい。
問 仲善広域シルバー人材センター
琴平センター ☎75・0277





10/8 ダンボールハウスキャンプ

琴平小学校PTAが中心となって行っている、「ダンボールハウスキャンプ」が今年も開催されました。今年で4回目を迎えた本イベントは、チームに分かれ、チームごとに体育館の中でダンボールを使って「家」を作り、キャンプをします。

「毎年楽しみにしている」という子どもたくさんおり、お父さん、お母さんと一緒に家を作り、完成した家には、子どもたちが凝ったデコレーションを施していました。「また来年もやりたい」と笑顔で話す子どもたちの姿が印象的でした。

なお、このダンボールハウスキャンプは防災教育の一環として取り組んでいるものです。



11/7 K3(ケースリー)草刈り

苗田地区にある児童公園で、K3のメンバーと地域おこし協力隊員等で草刈りを行いました。

公園いっばいに生い茂った雑草を、草刈り機で一気に刈り、端の方に残った草は手で丁寧に抜きました。始めは足場が見えないほどでしたが、2時間程できれいに刈り取ることができ、参加したメンバーはみんな清々しい表情でした。遊具のまわりの草もきれいになくなり、地域の子もたちが気持ちよく公園を利用できることと思いますので、ぜひご利用ください。

K3は子どもたちが参加できるイベント企画のほか、子どもたちが遊べる環境づくりなどの活動を行っています。K3の活動に少しでも興味を持った方は、お気軽にお問い合わせください。(K3代表 大西)



11/9 北保育所 避難訓練

11月9日～15日の火災予防週間に合わせ、避難訓練が行われました。

北保育所では、給食室から出火したという想定で行われ、子どもたちはハンカチを口に当て、急いで外に出ました。消防団の方からは、「たばこの火の不始末などで火事になることもあるので、十分に気を付けて、と、家族に伝えてください。」などとお話がありました。

仲多度南部消防署の消防車も登場し、子どもたちは大興奮。「これはなに?」と消防署の方を質問攻めにしていました。また、先生向けに消火器の使い方の指導も行われ、とても有意義な訓練内容でした。

これからの時期は乾燥し、火事になりやすいので、火の管理には十分お気を付け下さい。



11/13 町民体育祭

ヴィスポことひらで町民体育祭が開催されました。今年は28チームが参加し、子どもから大人まで、チームで団結して優勝を目指しました。

みんな真剣に競技に挑んでいましたが、子どもたちが頑張る姿には、どのチームからも暖かい声援と拍手が送られていました。今年は、競技全体ではナーサリーが優勝、2位がぐ〜たん、3位が象郷婦人会となり、町長からトロフィーが贈られました。校区対抗綱引きでは、榎井小学校が見事優勝し、賞状が贈られました。

また、当日は琴平高校サッカー部の方々にボランティアスタッフとしてお手伝いをいただき、スムーズに競技を行うことができました。

こんぴーくん 活動日記!!



皆さん!「ゆるキャラグランプリ2016」の投票ありがとうございました! 11月5日(土)、6日(日)に「ゆるキャラグランプリ2016 in 愛顔(えがお)のえひめ」にて決戦投票が行われました。

こんぴーくんも頑張りましたが、順位は全体で571位、ご当地で351位と、上位の足元にも及ばず……。残念です!!

今回は残念な結果に終わりましたが、他の地域のゆるキャラの皆さんと触れ合うことができ、こんぴーくんのこれからの活動にもプラスになることばかりでした。次回出場の際は、上位を目指していきたいと思います。

応援していただいた方々、本当にありがとうございました!これからも全力で頑張っていきますので、こん

ぴーくんの応援宜しくお願いします!

10月29日(土)には、「高松空港まつり2016」が開催されました。こんぴーくんも会場に登場し、ANA マーシャラー体験を一緒に行ったりして会場を盛り上げました。イベント内で『航空券が当たる大抽選会』が行われましたが、この時なんと一人の女の子が、小さな“福の神”であるこんぴーくんをさすってお願いをしたところ、高松→東京間の旅行券が当選いたしました。こんぴーくんは福の神としてもご利益がありますね!

これからもこんぴーくんは琴平町のPRを頑張りますので応援よろしくをお願いします。



地域おこし協力隊 活動レポート!!

こんにちは。地域おこし協力隊の山田です。イベント盛りだくさんの10月があったという間に過ぎ、気づけば朝晩がすっかり寒くなりました。

さて最近の協力隊ですが、10月22日に善通寺市で行われた『善通寺農工商夢フェスタ2016』に「琴平町ほかく隊」として参加させていただきました。

ほかく隊として善通寺市のイベントへの参戦は初めてだったので、イノシシ料理が受け入れてもらえるか心配していましたが、イノシシ肉のミンチを使ったハンバーガー130個はお昼過ぎには完売し、あわててイノシシ肉を使用したソーセージを味付けしたカレーブルスト20個を追加販売しましたが、それもすぐに完売しました。あいにくの雨模様にも関わらず沢山のお客様に食べていただきありがとうございました。

たびたびニュースで見る様に、害獣被害はどんどん広がり、他人事ではなくなってます。害獣対策も楽しいイベントも、中讃地域をはじめ近隣の地域が力を合わせて盛り上げていけたら素敵ですね♪

今後も琴平町地域おこし協力隊のFaceBookなどで活動をお知らせしていきますので、よろしくお願いたします。

琴平町地域おこし協力隊 Facebook

検索



お知らせ

私たち地域おこし協力隊は、琴平のニンニクをご家庭でも気軽に楽しんでいただける様に「ニンニク醤油キット」を製作し、各イベントで販売させていただいております。

そしてこの度、前回のイベントの反響もあり期間限定(12月末まで)で、高松市福岡町にあるホテルマリナバレスさめき様のロビーで販売させていただくことになりました♪

イベントで販売をする度に、いつもはどこで購入できるの??と問い合わせをいただくので、高松方面にお出かけの際はぜひお立ち寄りください。

地域おこし協力隊では
体験活動を募集しています!

町民の皆様から、隊員が協力できる「体験活動」を募集し、様々な本町の特性を体験していくこととしています。お気軽にご連絡ください。

問 総務課 ☎75-6701

町内クラブ紹介③⑥

こんぴらフットサルクラブ

【活動日】毎週木曜日 19:00~21:00
【活動場所】象郷小学校



約10年近く活動しているフットサルクラブで、現在メンバーは15人ほどです。経験者かどうかは全く関係ありません。みんなほぼ、経験ゼロのところから始めました。最初は動けなかった人も、今ではガンガン攻めています！老若男女問わず、障がい者の方や、わざわざ町外から来ていただいている方もいます。みんなが思いやりをもってプレーをしているため、みんなが楽しめる場になっています。ストレス発散にもなりますし、たまに食事会も開催したりと、仲間たちで楽しんでいます。

フットサルと聞くと、「激しいスポーツだ」というイメージかもしれませんが、こんぴらフットサルクラブでは、上手下手は関係ありません。みんなでお楽しむことをモットーに活動していますので、興味のある方はお気軽にお越しください！（※大人の方は参加料100円）

問 高橋 ☎090-2782-7239

管理栄養士オススメ☆ツツ星レシピ



小松菜のクリスマスパンケーキツリー

＜栄養価＞（1人当たり）
エネルギー 175kcal
たんぱく質 5.7g
脂質 8.2g

材料(4人分)

米粉	160g
ベーキングパウダー	6g
きび砂糖	40g
サラダ油	大さじ1
卵	1個
生乳ヨーグルト	250g
塩	ひとつまみ
ホエー	
小松菜	120g
かぼちゃ	40g
さつまい	40wg
粉砂糖	適量

①まず水切りヨーグルトを作る。耐熱容器にヨーグルトと塩を入れ混ぜて、ラップをせずに600Wの電子レンジで1分半～2分加熱する。ザルにキッチンペーパーを敷き深めの受け皿をして加熱したヨーグルトを流し入れる。水分がみるみる落ちていく。※水分(ホエー)は使用するので捨てないください。水切りヨーグルトは、はちみつを混ぜて、しぼり袋にいれておく。

②小松菜を茹でたら、水気をよくきって3cmの長さで切っておく。小松菜と①のホエーをミキサーに入れて、細くなるまで攪拌する。

③ボウルにAを入れよく混ぜておく。そこに②とサラダ油・卵を入れて更によく混ぜる。フライパンで大中小のパンケーキを焼いていく。

④パンケーキが焼けたら粉砂糖をふりかけ、①のヨーグルトを搾り更に上にパンケーキを重ねてこの工程を繰り返す。かぼちゃとさつまいは角切りにして茹でて、バランスよく飾って完成。

★1年中出回っている小松菜ですが、冬が旬の野菜で12月に入り寒さや霜にさらされることによって葉肉が厚く柔らかくなり、アクが抜けて甘味が増します。

★緑黄色野菜の中でも栄養価は高く、カルシウムと鉄分はほうれん草以上に含まれています。カルシウムが不足しがちな、年配の方や妊婦さん、育ち盛りのお子さんがいらっしゃる家庭では特に積極的にメニューに取り入れたい野菜です。

★ヨーグルトを水切りした際に出る水分であるホエーは、水溶性たんぱく質やビタミン・ミネラルを含んでいます。パンケーキを作る際に、牛乳の代わりに使用する事で、ふわふわでしっとりと出来上がります！

教育委員会

10月定例会報告



- 1 教育上の諸問題
全国学力・学習状況調査について
2 連絡・報告事項

- ①台湾新北市からの表敬訪問 9月30日(金)
- ②就学時健康診断 10月13日(木)
- ③町民文化祭 10月27日(木)～12月6日(火)
- ④さめき歌舞伎まつり 10月29日(土)・30日(日)
- ⑤仲善教育文化祭 会場 琴平小学校 11月6日(日)
- ⑥要請による学校訪問

- 象郷小学校 11月9日(水)
- 琴平小学校 11月17日(木)
- ⑦豊明文化祭 11月10日(木)・11日(金)
- ⑧町民体育祭 11月13日(日)
- ⑨琴平中学校人権劇 11月23日(水)
- ⑩成人式 1月3日(火)
- ⑪今後の定例教育委員会の日程について
- 11月定例教育委員会 11月24日(木)
- 12月定例教育委員会 12月22日(木)

問 教育委員会 ☎75・6715

平成28年度

玉藻文芸まつり入賞作品

こんぴら子ども塾で作成した俳句を投句させていただきます。

特選・高松市長賞

入道雲 声も遠くに おいていく

榎井小学校 6年 大西 孝明

※11月24日(木)～11月29日(火)までACTにて展示させていただきます。

問 教育委員会 ☎75・6716

明るく円満で温かい家庭をめざして

子どもが最初に出会う教師!それは親です。

生まれた子どもが最初に出会うのは、お父さんお母さんです。どの親も、子どもの健康と幸せな人生を願うと同時に、子育ての重大さを自覚します。「子どもは親の鏡」と言われますが、幼い時から良い手本、言動を示せば、自然に良い子どもになります。まず、親が手本を示すことが大切です。

POINT

- 親は子どもにとって一生の教師です。
- 幼い時から親は良い言動を手本として示して下さい。
- 父と母とのほのぼのとした愛情交流は、子どもの心に良い影響を与えます。



子どもが最初に出会う社会!それは家庭です。

幼児期の「しつけ」がいかほど大切かを、昔から「三つ子の魂百まで」という言葉で表現しています。幼児期から日常的に繰り返し、親が身をもって実践し、教えていく必要があります。

POINT

- 子どもの教育には温かく円満な家庭が大切です。
- お互いに意見が合わず夫婦喧嘩という時も、子どもの心・目・耳に十分な心配りが必要です。
- 「しつけ」など人間形成の場は家庭であることをわきまえた生活をめざしましょう。
- 生活の場は離れていても、おじいさん・おばあさんとのふれあい、交流の場を大切にしましょう。



家庭は家族のくつろぎの場です。温かく、心のふれあいのある家庭には、非行の芽は育ちません。明るく円満な温かい家庭を作りましょう。

問 少年育成センター ☎75-0919

こんぴら子ども塾

12月予定表

問 教育委員会 ☎75-6716

12月14日(水) 15時15分～16時15分

- ・ 琴小視聴覚室 わたしの笑い ～大喜利をやってみよう!～
- ・ 榎小体育館 キッズテニス
- ・ 榎小理科室 華道
- ・ 象小体育館 バスケットボール
- ・ 象小音楽室 銭太鼓



平成28年度
青少年健全育成「家庭の日」
入賞作品

特選
ポスターの部



琴平中学校
1年 大谷 隼人



琴平小学校
2年 森 幸来奈

入選

琴平中学校2年 佐藤 朱夏
 琴平小学校2年 小野凱士郎
 榎井小学校1年 大谷 咲々
 榎井小学校6年 高木 俊輔
 象郷小学校3年 氏家 碧海
 象郷小学校6年 白川 開斗

佳作

琴平中学校1年 鈴木亮太郎
 琴平中学校1年 片桐 汐音
 琴平中学校1年 平田満理奈
 琴平中学校1年 三宅 梨加
 琴平中学校1年 石田原千咲
 琴平中学校1年 氏家 由愛

琴平中学校1年 造田 幸奈
 琴平中学校2年 真鍋 怜
 琴平小学校2年 井出 明湊
 琴平小学校2年 信高 飛雅
 琴平小学校3年 平田 柚花
 琴平小学校3年 坂 亮祐
 琴平小学校4年 福家 心華
 琴平小学校5年 十川 菜々
 琴平小学校5年 永野 実音
 琴平小学校6年 村井 耀
 榎井小学校1年 小出ゆいか
 榎井小学校3年 増井 美幸
 榎井小学校3年 秋田穂乃花
 榎井小学校4年 三宅 彩絢
 榎井小学校4年 石川 瞳華

榎井小学校4年 宮地 咲空
 榎井小学校5年 渡邊 裕姫
 榎井小学校6年 河村 叶空
 象郷小学校1年 橘 朱陽
 象郷小学校2年 近藤 麗羽
 象郷小学校3年 榊原 珠乃
 象郷小学校4年 多田 文哉
 象郷小学校4年 並木 美有
 象郷小学校5年 森 裕紳
 象郷小学校5年 石原 悠奈
 象郷小学校6年 大場 新

※11月24日(木)～11月29日(火)までACTことひらにて展示させていただきます。

ヴィスポことひらからのお知らせ

年末休館日のご案内

12月27日(火)～31日(土)は休館日となります。年始は1月1日(日)13時から営業いたします。

ヴィスポことひらは子育てが一段落した主婦の方でスイミングスクールのお手伝いをしていただける方を募集中です。
 月曜・水曜の午後3時から勤務いただける方、大歓迎です。
 まずはお電話でお問い合わせください。

(火曜日定休)

ヴィスポことひら 検索 ☎75-0010

ACTことひら (町立ギャラリー) **12月の展示案内**

展示場所: 琴平町176番地 展示時間: 午前9時～午後5時
 ☎73-2655 休館日: 毎週水曜日

第35回・琴平町文化祭

展示期間
 (6期) 12月1日(木)～12月6日(火)
 いろりの会 琴平絵手紙同好会
 絵遊会 華月流華道教室

歳末大売り出し抽選会場

期間
 12月22日(木)～25日(日)



乳幼児相談【ピヨピヨ広場】

12月27日(火) 総合センター

●第1部 乳児相談

受付時間	10時～11時30分
対象	H28年9月生(3か月)、H28年7月生(5か月)、1歳未満の乳児
内容	身体計測・育児相談・情報提供・離乳食相談 ※H28年7月生のお子さんにはブックスタート(絵本の読み聞かせ・絵本のプレゼント)もあります!!

みなさんぜひお越し下さい(予約不要です)



子育てマメ知識

今月のテーマ

あかちゃんとお風呂遊び

お風呂の時間は、赤ちゃんをきれいに清潔にしてあげるだけでなく、あかちゃんと家族が肌と肌を触れ合い一緒に楽しくあそびながらスキンシップする、とても大切なふれあいの時間です。赤ちゃんと一緒にお風呂に入れるようになったら、色んな遊びを通して赤ちゃんとのスキンシップを楽しみましょう。

ゆら～ゆら～

赤ちゃんの両脇に手を入れ、身体を支えるようにして、お風呂の中でゆら～ゆら～とゆっくり揺らします。お風呂の中でしか味わえない感触を体験できます。首がすわるまでは、しっかりと首を支えてください。

バチャバチャ～

お座りできるようになったら、一緒にお風呂に入ったときに赤ちゃんをおひざに座らせ、お湯の水面をバチャバチャと軽く叩きます。最初は大人がしてみせてあげ、赤ちゃんも一緒にバチャバチャできるようになれば一緒にしてみましょ。

だあれだ？

お風呂にある鏡が湯気で曇っていたら、鏡の前に赤ちゃんを抱っこして、鏡の曇りを手で拭きながら「だあれかな～？○○ちゃんだあ♪」と声をかけながら赤ちゃんと一緒に鏡にうつつたり離れてみたりしましょう。

お風呂で楽しく♪安全に遊ぶポイント

湯温は38～40度が目安です。

- 授乳後や食後すぐの入浴は避け、寝る1時間以上前に入るのが理想です。
- 赤ちゃんがのぼせてしまわないように、お湯のなかで遊ぶ時間は数分を目安にし、赤ちゃんを落とさないように気をつけましょう。
- お風呂の事故につながらないよう、赤ちゃんから絶対に目を離さないようにしましょう。
- 赤ちゃんを抱っこしたままお風呂の床で滑ったり転んだりしないように注意しましょう。

幼児健診

12月15日(木) 四国こどもとおとなの医療センター

【1歳6か月児健診】

受付時間	対象
13時15分～13時45分	H27年4月～5月生

【3歳児健診】

受付時間	対象
14時～14時30分	H25年5月～6月生

この他にもお子さんのことばや発達、育児に関する悩みや不安などの相談の場を設けています。

問 健康推進課 ☎75-6723

子育て支援センター「ひまわり」 12月の予定

- 1日(木) リトミック・身体測定
- 2日(金) ふれあい遊び
- 5日(月) ITよろず相談
- 6日(火) あさっちえ
- 7日(水) みんなで遊ぼう
- 8日(木) スクラップブックング・お話し会
- 9日(金) ふれあい遊び
- 10日(土) 生活発表会
- 12日(月) わらべ歌遊び
- 13日(火) 手芸教室
- 14日(水) うめ組と遊ぼう
- 15日(木) 工作教室
- 16日(金) うめ組とのふれあい遊び
- 19日(月) ITよろず相談
- 20日(火) おやつ作り
- 21日(水) みんなで遊ぼう
- 22日(木) クリスマス会
- 26日(月) ボールで遊ぼう
- 27日(火) 異文化に触れよう・お誕生会
- 28日(水) みんなで遊ぼう

■ひまわり開所時間

毎週月曜日～金曜日(祝日を除く)
午前9時～午後0時、午後2時～午後4時

■育児相談

面接相談(午前9時～午後4時)毎週月～金曜日(祝日を除く)
電話相談 TEL 75-3060(午前10時～午後4時)(土日祝日を除く)
訪問相談 電話で予約(土日祝日を除く)

■園庭開放「あおぞら」(午前9時～午後4時)毎週月～土曜日(祝日は除く)
※園行事などで利用場所が限定される場合があります。

■対象…0歳児～就学前児親子

めんこちゃん

毎週水・金曜日に育児サークルの活動をしています。

琴平町地域子育て支援拠点事業委託施設

あかね保育園子育て支援センターひまわり

★携帯電話は <http://www.akane.or.jp/i/>にて、
パソコンは <http://www.akane.or.jp/>にて、予定が見られます。

※詳しくは、情報紙月刊「ひまわり」をご覧ください。

情報紙月刊「ひまわり」置き場所(敬称略)…

琴平郵便局・114銀行琴平支店・町役場・総合センター・山本耳鼻咽喉科

放っておくとコワイ! 高血圧

日本人の3人に1人が高血圧

まさに「国民病」の高血圧。40歳を過ぎると約半数が高血圧症になるとされており、特に高齢者の方の割合がかなり多くなっています。

高血圧の原因

高血圧の9割以上は、その原因がはっきりと分からない「本態性高血圧」と言われるタイプです。食塩のとりすぎや運動不足、喫煙などの不健康な生活習慣が組み合わさって発症すると言われています。

高血圧は症状がないまま、長年かかって血管を傷つけるため「サイレント・キラー」とも呼ばれる恐ろしい病気です!



高血圧を放置するのはとても危険です!

高血圧

↓ 放置する ↓

動脈硬化

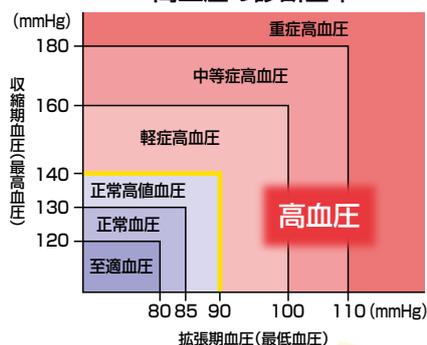
↓ 放置する ↓

心臓病・脳卒中

↓ 放置する ↓

最悪の場合、死亡

高血圧の診断基準



高血圧の予防方法

① 減塩を心掛けましょう

塩分の摂りすぎは、高血圧を発症する大きな原因となっています。減塩を心掛けましょう。

② 意識して体を動かしましょう

適度な運動は、全身の血流が良くなり血圧を下げる効果があります。

③ ストレスを解消しましょう

緊張状態が続くと血圧に悪影響を及ぼします。十分な休養をとり、リラックスする時間を持ちましょう。

④ 禁煙、適度な飲酒を心掛けましょう

喫煙や習慣的な飲酒は血圧を上げます。動脈硬化予防のためにも喫煙や飲酒は控えましょう。



—健康相談のお知らせ—

町では、町内6か所で保健師・看護師・管理栄養士が健康相談を行っています。健康管理のために、ぜひお役立てください。健康相談の日程は、広報最終ページの「こんぴらカレンダー」をご参照ください。

問 健康推進課 ☎75-6723

12月の休日当番医・当番薬局

変更の際はホームページにご案内いたします。

日付	病院名	TEL	薬局名	住所	TEL	FAX
12月4日	永生病院	73-3300	わかば調剤薬局	まんのう町大字十郷字買田233-11	56-4312	56-4313
12月11日	いわさき循環器科内科クリニック	75-2700	NP吉野調剤薬局	まんのう町吉野1572-8	79-2666	79-3101
12月18日	ふかだクリニック	73-2211	四條薬局	まんのう町四條179	58-8015	58-8016
12月23日	大山内科医院	79-3311	なのはら薬局	まんのう町東高篠1377-1	75-2877	75-2844
12月25日	池田内科医院	73-2366	さくま調剤薬局	琴平町753-4掘瀬ハイツ1F	58-8850	58-8851

小児救急電話相談 電話番号：#8000 または 087-823-1588 毎日19時～翌朝8時

休日・夜間の急な子どもの病気について、小児科医師・看護師から症状に応じた適切な対処の仕方や受診する病院等のアドバイスを受けられます。

地域包括支援センターだより

開催中!

健康太極拳

深呼吸をしながら、ゆったりとした動きで心と体のバランスを整えてみませんか。

毎月第2火曜開催

日時 12月13日(火) 13:30~15:00

場所 総合センター

対象 65歳以上の町民

※体験可、保険代のみ必要です。



問 地域包括支援センター ☎75-6880

後期高齢者医療広域連合事務局からのお知らせ

■生活習慣改善を心がけましょう

高齢期には、筋肉量や基礎代謝が低下するため、あまり食べなくてもいいと思われがちですが実際は、十分な栄養をとって身体機能の低下を抑制させることが重要です。



食事編 病気を予防するため食生活の見直しをしましょう。

●1日3食、バランスよく食べる

健康な体を作るためには低栄養状態にならないよう、主食+主菜+副菜を3食きちんと食べることが基本です。



●積極的にカルシウムの摂取を

骨折や寝たきりの原因にもなる骨粗しょう症の予防のために、骨の生成に重要なカルシウムを多く含む食品(乳製品やひじき、大豆製品など)を積極的にとるようにしましょう。

●脂っこい料理と塩分はなるべく控えて

*食べようとしても食欲がなく、食べられない時もあります。

そんな時は、食べ物や食べ方を変えたりして無理をしないようにしましょう。



運動編 健康生活のために適度な運動をしましょう。

●毎日できるだけ「歩く」習慣を

ウォーキングは誰にでも手軽に始められる運動です。生活の中で歩く時間をふやしましょう。

●ライフスタイルに運動をとりいれて

テレビや、ラジオを聞きながらストレッチや体操をするなど毎日の生活に体を動かす機会を取り入れることが、無理なく続けられるコツです。

●転倒予防に筋トレ・ストレッチを

高齢者の転倒の最大の原因は運動能力の低下にあります。

転倒を予防するためには、筋力トレーニング(スクワット等)によって足腰の筋力を向上させ、体のバランス機能を高めることが大切です。

*運動を行うときは無理をせず、ケガのないよう注意しましょう。



問 県後期高齢者医療広域連合 ☎087-811-1866 健康推進課 ☎75-6705

自分のために、家族のために。健康長寿を目指そう!



感染症を予防しよう



高齢者は若い人に比べて免疫力が低下し、さまざまな菌やウイルスに感染しやすくなっています。また、高齢になると感染しても、発熱・咳・腹痛などの症状が出にくい傾向があり、気づかぬうちに重症化する危険性があります。日頃から感染症にかかりにくい環境や体をつくり、感染症から身体を守りましょう。

衛生管理

菌やウイルスを体に入れないために、外出の際はマスクを着用したり帰宅したときや調理・食事の前などには必ず手洗い・うがいをしましょう。

手洗いの仕方

- ①手を濡らし、石鹸をつけてよく泡立てます。
- ②手のひらと甲を洗います。
- ③指の間を洗います。
- ④親指のまわりを洗います。
- ⑤爪・指先を洗います。
- ⑥手首を洗います。
- ⑦水で泡を流し、清潔なタオルなどで手を拭いて乾燥させましょう。



マスクの仕方

- ①着けるとき
マスクの上部を鼻筋に合わせ、鼻・口・あごをおおいます。
- ②外すとき
ひもを持って外し、マスクの表面には触れずに捨てましょう。



うがいの仕方

- ①口に水を含み、ブクブクと口の中をすすいで、一度吐き出します。
- ②もう一度、口に水を含み、口を開け、上を向いてのどの奥を洗うように、15秒ガラガラと音を立ててうがいをします。

ポイント

最初にブクブクうがいをして口の中の菌やウイルスを洗い流しましょう。



ポイント

のどについた菌やウイルスを洗い流しましょう。



免疫力アップ

身体に備わる免疫力がきちんと働くための生活習慣を心がけましょう。

高齢者の食事では気をつけなければならないのが、低栄養です。1日3食、栄養バランスのとれた食生活を心がけましょう。



栄養バランス

散歩や体操など適度な運動習慣で血流をよくしたり、筋力を保っておきましょう。

運動



インフルエンザ、肺炎球菌ワクチンの予防接種を受ける事も効果的です。

予防接種



睡眠

睡眠不足は免疫力低下の重大な要因です。眠れないときはかかりつけ医に相談しましょう。



正しい知識を身につけ、しっかりと予防しましょう。

しかし、発熱・咳・腹痛など体の不調を感じたときには、早期に病院を受診しましょう。

裁判の和解成立について（不正借入金問題）

本件につきましては、かねてより広報誌にて経過を町民の皆様にお知らせをいたしました。この度、和解が成立しましたので、お知らせいたします。

高松高等裁判所より平成28年9月12日に和解勧告がなされました。

町では勧告の内容を検討協議し、「地方自治法で定められた一時借入金の取扱いに違反すること及び借入れの権限を有す会計管理者の職にない元副町長の借入れであることについても、本町の主張がある程度認められた」と判断し、9月議会最終日の9月20日に訴訟上の和解について議案を提出し、議会の議決をいただきました。

その後、9月29日に高松高等裁判所において、JA香川県との和解協議が行われ、双方が裁判所からの和解案に同意して、和解が成立いたしました。

○主な和解内容

①被控訴人（JA香川県）は、第1事件（原審・高松地方裁判所平成22年（ワ）第

428号不当利得返還請求事件）に關し、控訴人（琴平町）に対し、本件和解金として4000万円の支払義務があることを認める。

②被控訴人は、控訴人に対し、前項の金員を、平成28年10月31日限り、「琴平町会計管理者」名義の普通預金口座に振り込む方法で支払う。ただし、振込手数料は被控訴人の負担とする。

③控訴人は、第1事件に關し、その余の請求を放棄する。

④控訴人及び被控訴人は、第2事件（原審・高松地方裁判所平成22年（ワ）第429号定期性貯金払戻請求事件）に關し、原判決主文第2項について、控訴人が被控訴人から支払を受けたことを相互に確認する。

⑤控訴人及び被控訴人は、控訴人は、被控訴人に対し、本件貸金債務（控訴人及び被控訴人間の平成20年4月1日付け金銭消費貸借契約に基づくもの）及び本件使用者責任に基づく損害賠償債務（控訴人の元副町長によって控訴人

及び被控訴人間の平成20年4月1日付け金銭消費貸借契約が締結されたことに起因するもの）をいずれも負わないことを相互に確認する。

⑥控訴人と被控訴人は、控訴人の元副町長の相続につき、限定承認後の相続財産管理人が管理する相続財産から配当される原資に対し、控訴人7割、被控訴人3割の割合で各配当を受けることとし、相続財産管理人にこの合意内容を通知し、配当を受けるものとする。

⑦控訴人と被控訴人は、控訴人と被控訴人との間には、本件に關し、和解条項に定めるほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。

⑧訴訟費用は第1、2審とも各自の負担とする。

○これまでの経過

一、第一審について

平成27年10月14日に高松地方裁判所において、平成21年8月19日に訴えの

「不当利得返還請求事件」（以下 第1事件）及び平成22年4月19日に訴えの「定期性貯金払戻請求事件」（以下 第2事件）についての判決がありました。（原告 琴平町、被告 JA香川県）その判決の概要は次のとおりです。

1 第1事件 一部勝訴

「被告は、原告に対し2035万円265円及びこれに対する平成21年9月15日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え」
請求 8555万4805円

2 第2事件 全部勝訴

「被告は、原告に対し、5014万4516円及びうち4875万5000円に対する平成22年3月30日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え」

二、第二審（控訴）について

琴平町では、第一審の判決を受けて、内容を検討協議し、平成27年10月27日開催の臨時議会において、第1事件に関する控訴の議決をいただき、同年10月28日に高松高等裁判所に控訴いたし

ました。

町としては、この控訴において第一審の敗訴部分の取り消しを求めたうえ、事件当初からの「当時の副町長が行った不正な手続きによる借入金金であり、被告に相殺された8555万4805円を町に返還することを求める」との主張をいたしました。

これに対して被控訴人であるJA香川県は、平成28年1月6日に高松高等裁判所に、被控訴人（第一審被告）敗訴部分の取り消し等を求めて附帯控訴をいたしました。

○不正借入金問題の概要

※第1事件

当時の副町長による不正な借入れは、被告に対して平成6年9月から15年間のべ16回行われ、平成20年4月1日を最後として借入れが行われた8000万円の償還が残っていました。

町は被告が琴平町水道事業会計の普通口座から平成21年7月31日付けで借入金及び利息を含む8555万4805円を一方的に相殺したことに對し、返還などを求めた訴訟です。

町としては、議会のご協力をいただきながら、平成21年に不正借入金問題調査のための委員会の設置で、真相究明と問題解決に全力をあげて取り組んできました。当時の調査では借入れの状況等は判明しましたが、不正借入れをした当時の副町長が死亡していることなどにより、不正借入れの動機や借り入れた資金の明白な使い道は、判明していません。

※第2事件

被告に対し琴平町は、平成19年3月29日に利息を年0・95パーセント、満期日を平成22年3月29日として、3000万円及び1875万5000円をそれぞれ定期貯金として最終的に預け入れていました。

当時は前出の第1事件において双方が訴訟中であり、平成22年3月の満期日における定期貯金の払い戻しを、被告より拒否されたことに伴い、琴平町は被告に対して払い戻しなどを求めた訴訟です。

問 総務課 ☎75・6700



12月 こんぴらカレンダー



日	月	火	水	木	金	土
総セ 総合センター ゆ家 ゆうあいの家 医セ 四国子どもとおとなの医療センター 文化 文化会館 榎公 榎井公民館 農改 象郷農改センター かりん かりん健康センター		12月のおもな町税等の納期 固定資産税 … 3期 国民健康保険税 … 4期 介護保険料 … 4期 後期高齢者医療保険料 … 6期 休日ごみ収集あり (該当地区のみ)	1 ほっとひといき琴平 10:00～13:00 総セ	2 いきいき健康教室 10:00～11:30 総セ 健康相談 13:30～15:00 文化	3	
4	5	6 こんぴらころばん塾 13:30～15:30 総セ	7 子ども相談 13:00～ 要予約 健康体操教室 13:30～15:00 総セ	8 ほっとひといき琴平 10:00～13:00 総セ こころの健康相談 14:00～ 要予約 ゆ家	9 胃がん検診 総セ 8:15～11:15受付 要予約 いきいき健康教室 10:00～11:30 ゆ家 ストレッチマスター ステップアップ講座 10:00～11:30 総セ	10
11	12	13 健康太極拳 13:30～15:00 総セ こんぴらころばん塾 13:30～15:30 総セ 親子のわんわん教室 9:30～11:30 かりん	14 健康体操教室 13:30～15:00 総セ 脳力向上! 頭のげんき塾 9:30～11:30 総セ	15 胃がん検診 総セ 8:15～11:15受付 要予約 ほっとひといき琴平 9:30～13:00 総セ 1歳6か月児健診 13:15～13:45受付 医セ 3歳児健診 14:00～14:30受付 医セ	16 いきいき健康教室 10:00～11:30 総セ	17
18	19	20 こんぴらころばん塾 13:30～15:30 総セ	21 健康相談 10:00～11:30 榎公 健康相談 13:30～15:00 農改 健康体操教室 13:30～15:00 総セ	22 ほっとひといき琴平 10:00～13:00 総セ こころの健康相談 14:00～ 要予約 かりん	23 天皇誕生日 こんぴら夜市 17:00～21:00 詳しくはP5へ ごみ収集はありません	24
25	26	27 ピヨピヨ広場 (第1部) 乳児相談 10:00～11:30受付 (第2部) 幼児相談 13:30～15:00 総セ ことばと子育て相談 11:00～ 要予約 総セ	28 御用納め (年始は1月4日) から開庁 健康体操教室 13:30～15:00 総セ	29 閉庁日 月・木曜、可燃ごみ収集地区収集あり	30 閉庁日 火・金曜、可燃ごみ収集地区収集あり	31 閉庁日 ~1月3日までごみ収集はありません

12月の相談日

相談種別	日時	場所
ふれあい相談	毎週月～土曜日 午前10時～午後3時	地域福祉ステーション
弁護士相談	要予約 ☎75-1371 12月22日(木) 午後1時～午後3時30分	地域福祉ステーション
少年相談	月～金曜日(祝日以外) 午前9時～午後5時	少年育成センター
行政相談	12月21日(水) 午前10時～午後3時	総合センター
特設人権相談	12月20日(火) 午前10時～午後3時	総合センター
法務相談	12月8日(木)・15日(木) 午前10時～午後3時	総合センター
障害者生活支援相談	12月22日(木) 午前9時～正午	総合センター
地域療育相談	12月1日(木) 午後1時30分～4時30分	総合センター
視覚障害者生活支援相談	12月22日(木) 午前9時～正午	総合センター
交通事故相談	前日までに要予約 ☎75-6701 12月14日(水) 午前10時～午後3時	総合センター

交通事故

種別	月・計	10月	累計
発生件数		3件	32件
傷者		3人	38人
死者		0人	1人

(琴平警察署)

火災・救急

種別	月・計	10月	累計
火災		0件	1件
救急		70件	558件

(仲多度南部消防署)

琴平町の現況 ■人口 ■世帯数

8,984人 (前月比-11人)
 男 4,137人 (前月比-4人) 女 4,847人 (前月比-7人)

3,679世帯 (前月比-8世帯)

※10月26日総務省公表の平成27年国勢調査確定値を基に推計しています。